

## 主要国の被選挙権年齢について

OECD 加盟国における被選挙権年齢の分布を見ると、38 カ国中の約 87%に相当する 33 カ国は 18 歳（内 23 カ国）又は 21 歳（内 10 カ国）としている。日本と同じく被選挙権年齢を 25 歳以上（下院基準）とする国は 38 カ国中、アメリカ合衆国、イタリア、ギリシャ、コロンビア、そして日本の 5 カ国にとどまる。

このうち、日本を除く 4 カ国はいずれも憲法で最低年齢が定められており（アメリカ合衆国憲法 1 条 2 項、イタリア憲法 56 条、ギリシャ憲法 55 条 1 項、コロンビア憲法 177 条）、法律で 25 歳以上とする国は日本だけである。

【世界各国の被選挙権年齢一覧（二院制採用国の下院と一院制採用国の議会の被選挙権年齢の合計）】

年齢	国名
16 歳	—
17 歳	北朝鮮、東ティモール
18 歳	エクアドル、オーストリア◆、中華人民共和国、マルタ、アイスランド◆、アルバニア、アンゴラ、アンドラ、イギリス◆、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、オーストラリア◆、オランダ◆、カーボベルデ、ガイアナ、カナダ◆、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、グアテマラ、クック諸島、グレナダ、クロアチア、ケニア、コソボ、コモロ、サントメ・プリンシペ、スイス◆、スウェーデン◆、スペイン◆、スリランカ、スロベニア◆、セーシェル、セルビア、ソロモン諸島、大韓民国◆、デンマーク◆、ドイツ◆、トリニダード・ドバゴ、トルコ◆、ニウエ、ニュージーランド◆、ノルウェー◆、ハンガリー◆、フィジー、フィンランド◆、フランス◆、ベリーズ、ベルギー◆、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワ

	ナ、ボリビア、ポルトガル◆、マレーシア、南アフリカ、モーリシャス、モザンビーク、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク◆、レソト、メキシコ◆
20 歳	ナウル
21 歳	アイルランド◆、アンティグア・バーブーダ、イスラエル◆、インドネシア、ウクライナ、エストニア◆、ガーナ、ガボン、ガンビア、キリバス、キルギス、コスタリカ◆、サンマリノ、シエラレオネ、ジャマイカ、ジンバブエ、スリナム、スロバキア◆、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ソロモン諸島、タンザニア、チェコ◆、チリ◆、ツバル、ドミニカ、ナミビア、ニカラグア、ニジェール、パナマ、バハマ、バルバドス、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルネイ・ダルサラーム、ベトナム、ベネズエラ、ベラルーシ、ポーランド◆、香港、ホンジュラスマーシャル諸島、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、ラオス、ラトビア◆、ルワンダ、ロシア、サモア、トンガ、シンガポール、リトアニア◆
23 歳	カメルーン、ジブチ、台湾、チュニジア、ルーマニア
25 歳	アゼルバイジャン、アフガニスタン、アメリカ合衆国◆、アラブ首長国連邦、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、イエメン、イタリア◆、インド、ウズベキスタン、ウルグアイ、エジプト、エルサルバドル、カザフスタン、カンボジア、キプロス、ギリシャ◆、コートジボワール、コロンビア◆、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ジョージア、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タジキスタン、チャド、トーゴ、ドミニカ共和国、トルクメニスタン、ナイジェリア、日本◆、ネパール、ハイチ、パキスタン、バヌアツ、パプアニューギニア、バングラディッシュ、フィリピン、ブータン、ブルンジ、ベナン、ペルー、ミャンマー、モーリタニア、モナ

	コ、モンゴル、リベリア、レバノン
28 歳	パレスチナ
30 歳	イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ミクロネシア、ヨルダン、バーレーン

- ・ 国立国会図書館「[主要国における被選挙権年齢（資料）](#)」（2020年）69~70頁を及び OECD加盟国につき Inter-Parliamentary Union: Electoral system, Minimum age of eligibility, 2025（2025年10月18日取得）を元に作成。表中◆は OECD加盟国。
- ・ 国会図書館調査時の加盟国は36カ国であった。その後、2020年にコロンビアが、2021年にコスタリカが加盟して38カ国となった（[経済産業省ホームページ](#)）。また、[韓国](#)では2021年の公職選挙法改正で25歳から18歳に、[リトアニア](#)では2022年の憲法改正で25歳から21歳に、[メキシコ](#)では2023年の憲法改正で21歳から18歳に引き下げられた。上記表はこれらの情報を国会図書館調査結果に加えたものである。